

現行規定	改正案文	改正理由
(3) 「医療機関に緊急報告を行うこととする検査依頼」に は、場合等の重要な臨床的意義を有する検査の範囲が記載されて いること。 なお、この検査の範囲に検査結果が出了した場合には衛生検査所は 委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。	(5) 「医療機関に緊急報告を行うこととする検査依頼」に は、場合等の医師が患者に緊急処置を施す必要があると考えられる 場合に医師が患者に緊急処置を施す必要があると考えられる 場合等の重要な臨床的意義を有する検査の範囲が記載されて いること。 なお、この検査の範囲に検査結果が出了した場合は衛生検査所は 委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。	(5) 「医療機関に緊急報告を行うこととする検査依頼」に は、「医療機関に緊急報告を行うこととする検査依頼」に は、場合等の医師が患者に緊急処置を施す必要があると考えられる 場合に医師が患者に緊急処置を施す必要があると考えられる 場合等の重要な臨床的意義を有する検査の範囲が記載されて いること。 なお、この検査の範囲に検査結果が出了した場合は衛生検査所は 委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。
(4) 「検査に要する日数」には、「検体を受領してから検査結果を 委託元に報告するまでの平均的な所要日数が記載されているこ と。	(6) 「検査に要する日数」には、「検体を受領してから検査結果を 委託元に報告するまでの平均的な所要日数が記載されているこ と。	(6) 「検査に要する日数」には、「検体を受領してから検査結果を 委託元に報告するまでの平均的な所要日数が記載されているこ と。
(5) 「測定(形態学的検査及び画像診断による検査を含む。以下 同じ。)を委託する場合においては、実際の測定を行う衛生検査所 等の名称」には、最終委託先の名称が記載されていること。	(7) 「測定(形態学的検査及び画像診断による検査を含む。以下 同じ。)を委託する場合においては、実際の測定を行う衛生検査 所等の名称」には、最終委託先の名称が記載されていること。	(7) 「測定(形態学的検査及び画像診断による検査を含む。以下 同じ。)を委託する場合においては、実際の測定を行う衛生検査 所等の名称」には、最終委託先の名称が記載されていること。
(6) 「検体の採取条件」には、「委託元において検体を適正に採取 するために検体採取時に留意すべき事項が記載されているこ と。	(8) 「検体の採取条件」には、「委託元において検体を適正に採取 するために検体採取時に留意すべき事項が記載されているこ と。	(8) 「検体の採取条件」には、「委託元において、「採取検体を通じて 検査するため」に検体採取時に留意すべき事項が記載されているこ と。
(7) 「検体の採取容器」には、「容器の種別が記載されているこ と。	(9) 「検体の採取容器」には、「容器の種別が記載されているこ と。	(9) 「検体の採取容器」には、「容器の種別が記載されているこ と。
(8) 「検体の採取量」には、「適切な採取量が記載されているこ と。	(10) 「検体の採取量」には、「適切な採取量が記載されているこ と。	(10) 「検体の採取量」には、「適切な採取量が記載されているこ と。
(9) 「検体の保存条件」には、「委託元において、「採取検体を保存 する場合の留意事項(常温、冷蔵、冷冻等)及び保存可能時間が記 載されていること。	(11) 「検体の保存条件」には、「委託元において、「採取検体を保存 する場合の留意事項(常温、冷蔵、冷冻等)及び必要項目においては 血清分離の要否等」を適正な検査・測定を行うために必要な事項が記 載されていること。	(11) 「検体の保存条件」には、「委託元において、「採取検体を保存 する場合の留意事項(常温、冷蔵、冷冻等)及び必要項目においては 血清分離の要否等」を適正な検査・測定を行うために必要な事項が記 載されていること。
(12) 追加検査依頼の時間的制約がのある項目は、記載のこ と。	(12) 「検査依頼の時間的制約がのある項目は、記載のこ と。	(12) 「検査依頼の時間的制約がのある項目は、記載のこ と。
(13) 「検体の提出条件」には、「必要項目においては血清分離 の要否等、適正な検査・測定を行うために必要な事項が記載され ていること。	(13) 「検体の提出条件」には、「必要項目においては血清分離 の要否等、適正な検査・測定を行うために必要な事項が記載され ていること。	(13) 「検体の提出条件」には、「必要項目においては血清分離 の要否等、適正な検査・測定を行うために必要な事項が記載され ていること。
(14) 「検査依頼書及び検体ラベルの記載項目」は、「次のとおり とすること。	(14) 「検査依頼書及び検体ラベルの記載項目」は、「次のとおり とすること。	(14) 「検査依頼書及び検体ラベルの記載項目」は、「次のとおり とすること。
① 患者名、性別及び年齢 ② 検体採取年月日(採取時刻も含む。) ③ 検体の種類 ④ 「検査依頼項目」 ⑤ 「委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。)」	① 患者名、性別及び年齢 ② 検体採取年月日(採取時刻も含む。) ③ 検体の種類 ④ 「検査依頼項目」 ⑤ 「委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。)」	① 患者名、性別及び年齢 ② 検体採取年月日(採取時刻も含む。) ③ 検体の種類 ④ 「検査依頼項目」 ⑤ 「委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。)」
(15) 「検査依頼書は、次の事項が確保されるものであれば、電 子媒體を利用したものでも差し支えない。	(15) 「検査依頼書は、次の事項が確保されるものであれば、電 子媒體が進んでおり、それに応する内容に変更	(15) 「検査依頼書は、次の事項が確保されるものであれば、電 子媒體を利用したものでも差し支えない。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
①「記載事項の故意又は過失による虚偽入力、書き換え、消去及び混同を防止するための措置が講じられていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更		
②「都道府県知事の認可があつた場合等に応じて、容易に見読み可能な状態（結果の出力等）にできること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更		
③「保存期間内において複元可能な状態で保存されていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更		
(12) 「検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等）に委託する場合にあつては、当該衛生検査所等まで搬送するのに要する時間の欄」には、委託元から最終委託先までの平均的搬送時間が表示されていること。	(16) 「検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等）に委託する場合にあつては、当該衛生検査所等に測定を要する時間の欄」には、委託元から最終委託先までの平均的搬送時間が表示されていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更	
(13) 「委託元と取り決めた検体受領場所が表示されていること。	(17) 委託元と取り決めた検体受領場所が表示されていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更	
	(18) 個人情報保護に関する方針を明記すること。	個人情報保護方針を明記	
	(19) 登録衛生検査所としての登録分野が記載されていること。	現在記載のない内容の追記	
	(20) 検査結果報告書の様式を記載すること。		
	3 「検査案内書」の内容変更是、必要に応じ改定見直しを行うこと。		
	4 「検査案内書」の内容に変更があつた場合、その旨を速やかに委託元に周知させること。なお、都道府県知事は、法第二〇条の五第一項に基づき適直検査案内書の提出を求めることができる。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更	
第二項 検体の受領について	1. 規則第一二条第一号に定める別表第五の上欄に掲げる「検体受領連作業書」とは、検体受領担当者の業務を画一化させるることによって、検体受領時の誤りが生じないようにするものであること。 2. 検体受領連作業書に記載すべき事項については、次の点に留意すること。	検体受領連作業書と定期的にヨーおよび簡便徹底のため	
	(1) 「医療機関等において検体を受領するときの確認に關する事項」の記載内容として、次の事項を確認することが含まれていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更	
	① 検体ラベルの記載項目 ② 検体の保存状況 ③ 検査依頼書と検体の数、種類及び量 ④ 総検体数 ⑤ その他注意事項		

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
<p>- なお、「検査依頼書の記載事項等は委託者に確定のうえ、委託者に修正させる旨が記載されていること。</p> <p>(2) 「受領書の発行に関する事項」としては、受領書の書き式及び記入要領が示されたること。</p> <p>なお、受領書の書き式には申し送り事項(委託元から検査について特に注意すべきこと等について指示された事項)を記入する欄が設けられていること。</p>			
<p>第三項 検体の搬送について</p> <p>「規則第二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検体搬送標準作業書」とは、検体搬送担当者の業務を一化することによる検体の搬送時における検体の変質等検査への影響がないようにするものであること。</p> <p>2 「検体搬送標準作業書」に記載すべき事項については、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 「一般的な搬送条件及び注意事項」としては、検体が適切に搬送されるために必要な温度、震動、遮光等及び搬送担当者が注意すべき点が示されていること。</p> <p>(2) 「搬送時間」文は搬送条件ごとに記述を要する検査項目ごとに該配慮すべき事項」としては、特に配慮を要していること。</p> <p>(3) 「保存条件ごとの専用搬送ボックスの取扱いに関する事項」としては、常温、冷藏、冷冻等に区分された専用搬送ボックスへの検体の収納にあたっての注意事項及びボックスの適正な使用方法が具体的に示されていること。</p> <p>(4) 「衛生検査所等への搬送の過程において一時的に検体を保管するときの注意事項」としては、次の事項が示されていること。</p> <p>① 保管方法</p> <p>② 保管条件(温度・遮光等)</p> <p>③ 保管時間に關して特に記述すべき検査項目とその内容</p> <p>3 衛生検査所が他者をして検体の受領及び搬送にあたらせる場合においても、衛生検査所はその責任において、当該他者が本指導要領を遵守するようにならなければならないものであること。</p>		<p>検体検査を実施するに当たって、測定対象検体の保存温度は測定結果に大きく影響する事がから具体的な範囲を明確にする必要がある。</p> <p>用法が具体的に示されていること。なお、常温、冷藏、冷冻の温度範囲については次の範囲とする。(参照すべき文献、ガイドラインを遵守)</p> <p>冷蔵 : -10度以下 冷冻 : 1度 -10度 冷藏 : 1度 -10度</p>	

現行規定	改正案文	改正希望理由 法律の変更に係わるもの
第四項 検体の受付及び仕分について 衛生検査所における検体の受付及び仕分にあたっては、検体受付及び仕分標準作業書に基づき、受付検体数及び作業単位ごとに仕分けされた検体数の確認を執行し、誤りがないようにして記載すること。なお、規則第一二条第一項第一三号に定める別表第五の下欄「衛生検査所において検体を受け付け、及び仕分けするときの確認に関する事項」の記載内容として、次の事項を確認することが含まれていること。 改定があつた場合は、担当従事者に周知徹底すること。	① 患者名、性別及び年齢 ② 検査項目 ③ 検体の数、種類及び量 ④ 検体採取年月日 ⑤ 検体番号 ⑥ 検体受領年月日 ⑦ 器器の破損 ⑧ 検体ラベルの破損	
第五項 血清分離について 「規則第二二条第一三号に定める別表第五」に欄に掲げる「血清分離標準作業書」とは、血清分離を行うにあたって、血清分離にあたる担当者の手技と、血清分離を行う場所の環境条件を画一化することによって検査結果への影響が起きないようにするものであること。 改定があつた場合は、担当従事者に周知徹底すること。	1 「規則第二二条第一三号に定める別表第五」に欄に掲げる「血清分離標準作業書」とは、血清分離を行うにあたって、血清分離にあたる担当者の手技と、血清分離を行う場所の環境条件を画一化することによって検査結果への影響が起きないようにするものであること。 2 血清分離標準作業書に記載すべき事項については、「作業担当者が作業手順、注意事項を誤らないよう具体的に示されていること」。	
第六項 検査・測定について 検査・測定にあたっては、検体の量を確認の上、試薬の取扱い、検査機器の保守管理、検査担当者の手技等について次の事項に留意のうえ検査精度の向上を図るべきものであること。 1 試薬取扱上の留意事項について (1) 「試薬の使用は専用に従い適切な方法で行われていること。 (2) 「自家調製試薬については、「検査結果の正確性」試薬の安定性等が確保されたものを、薬事法に基づく承認試薬が存在しないなどやむを得ない場合に限り使用されていること。 (3) 「この使用にあたっては、あらかじめ検査内書にその旨を記載するなど委託元に周知されること及び必要に応じて試薬の管理データ等を提示できる体制が確立していることが望ましいこと。 (4) 各試薬の専用保管にあたっては、「試薬ごとに次の項目のうち、検査精度を適正に保つために必要な事項が表示され、適切な保管がなされていること。		

現行規定	改正案文	改正希望理由
「名称、濃度、ロットナンバー(ロットを構成しない試薬について) は製造番号)、製造年月日、有効期限、保存方法(常温、冷蔵、冷冻等)、受領年月日、開封年月日>		
2 「検査機器等の保守管理について」		
(1) 「規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検査機器保守管理標準作業書」とは、検査機器及び情報処理装置を用いることにより、各検査機器及び情報処理装置の保守管理をするものであること。」	(1) 規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検査機器保守管理標準作業書」とは、検査機器及び情報処理装置を用いることにより、各検査機器及び情報処理装置の保守管理をするものであること。 は、次の点に留意すること。 なお、検査機器保守管理標準作業書に記載すべき事項について は、次のように留意すること。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「検査機器保守管理標準作業書」とは、検査機器及び情報処理装置を用いることにより、各検査機器及び情報処理装置の保守管理をするものであることをするものであること。 は、次の点に留意すること。 なお、検査機器保守管理標準作業書に記載すべき事項について は、次のように留意すること。
① 「常時行うべき保管方法」としては、各機器ごとに真 体的な保守点検手順が記載されていること。	① 「常時行うべき保管方法」としては、各機器ごとに真 体的な保守点検手順が記載されること。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。
② 「定期的な保守点検年月日等を記載した年間計画表を作成 し、保守点検業者名、保守点検年月日等を記載したこと。	② 「定期的な保守点検年月日等を記載した年間計画表を作成 し、保守点検業者名、保守点検年月日等を記載したこと。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。
③ 「測定中に故障が起つた場合の対応と検体の取扱いを含む。」 に「關する事項」としては、検査中に機器が故障した場合の機器の 点検後、簡易な故障の修理法及び修理業者の連絡先等を記載するこ と。 点検を含めた取扱方法が記載されていること。	③ 「測定中に故障が起つた場合の対応と検体の取扱いを含む。」 に「關する事項」としては、検査中に機器が故障した場合の機器の 点検後、簡易な故障の修理法及び修理業者の連絡先等を記載するこ と。 点検を含めた取扱方法が記載されていること。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。
3 「検査・測定技術の標準化		
規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。	規則第一二条第一三号に定める別表第五の上欄に掲げる「測定標準作業書」とは、検査・測定にあたる担当者の検査手技の画一化 を図ることにより、検査結果の測定者間の較差をなくすものであ ること。
(1) 「検査室において検体を受領するときの取扱いにに関する事 項」及び「検査試料及び標本物質の取扱方 法」及び「検査機器器具の操作方法」は検査・測定を行う上で 一連の検査工程となるので、各検査工程ごとに具体的な手順及び 確認事項が記載されていること。	(1) 「測定に当つての注意事項」としては、「(1)に記載されてい ない事項、特に留意すべき事項検査しないこと。 (2) 「測定に当つての注意事項」としては、「(1)に記載されてい ない事項、特に留意すべき事項検査しないこと。 (3) 「基準値及び判定基準を含む。」としては、「(1)に記載されてい ない事項、特に留意すべき事項検査しないこと。 (4) 「異常値を示した検体の取扱方法(再検査の実施基準を含 む。)」としては、「検体が異常値を示した場合に、その検体の保存 の要否等の取扱方法及び再検査の実施基準が定められているこ	(1) 「検査室において検体を受領するときの取扱いにに関する事 項」及び「検査試料及び標本物質の取扱方 法」及び「検査機器器具の操作方法」は検査・測定を行う上で 一連の検査工程となるので、各検査工程ごとに具体的な手順及び 確認事項が記載されていること。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
<p>(5) 前記(1)～(4)に記載されたべき事項以外に、「測定原理」(検体と試験の化学反応等によつて、どのようないくつかの物質を測定するか等、「臨床的意義」(病因により、どのような物質が増加するか等)が記載されていることが望ましいこと。</p> <p>第七項 各作業日誌の記載要領について</p> <p>則第一二条第一四号に掲げる各作業日誌は、次に定めるとおり記載されるものであること。</p> <p>「『検体受領作業日誌』は、検体の受領にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 委託元の名稱</p> <p>(2) 委託元ごとの受領時刻、検査依頼枚数、種類別受領検体数、総受領検体数及び保存条件(常温、冷蔵、冷冻等)ごとの区分(受領検体数)</p> <p>(3) 担当者名及び作成年月日</p> <p>(4) その他</p> <p>① 事故記録及び処理記録</p> <p>② 損体に關して特に附記する事項</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>2 「検体搬送作業日誌」は、「搬送の中途において、検体の一時保管又は皿分離を行う場所において作成し、当該場所において検体の搬出にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれること。</p> <p>(1) 搬送先ごとの検査依頼枚数、種類別搬送検体数、総搬送検体数、保存条件ごとの専用搬送ボックス数、保存条件ごとの専用搬送ボックスの搬送手段(飛行機、鉄道、自動車等)、搬入年月日及び搬出時刻、搬出年月日及び搬出時刻</p> <p>(2) 担当者名及び作成年月日</p> <p>(3) その他</p> <p>① 事故記録及び処理記録</p> <p>② 申し送り事項</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>3 「検体受付及び仕分け作業日誌」は、検体受付及び仕分けにあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 検査依頼枚数、種類別受付検体数、総受付検体数</p> <p>(2) 検査依頼書と受付検体の照合結果の記録</p> <p>(3) 種類別総受付検体数</p> <p>(4) 検査工程別仕分け検体数及び仕分け先受領者の確認</p> <p>(5) 作業担当者名、作業年月日及び作業開始・終了時刻</p> <p>(6) その他</p> <p>① 事故記録及び処理記録</p> <p>② 申し送り事項</p>			

現行規定	改正案文	改正希望理由 法律の変更に係わるもの
<p>③「その他必要な事項」</p> <p>4 「「血清分離作業日誌」「は、「血清分離を行う担当者に記入させるもの」とし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 遠心作業区分(冷却遠心・常温遠心等)ごとの受付検体数</p> <p>(2) 遠心作業区分ごとの遠心汎検体数</p> <p>(3) 室内温度</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日及び作業開始・終了時刻</p> <p>(5) その他</p> <p>①「事故記録及び処理記録」</p> <p>②「申し送り事項」</p> <p>③「その他必要な事項」</p>	<p>5 「検査機器保管作業日誌」「は、「各機器ごとに作成し、機器の保守管理にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 各検査機器ごとのチェックリスト</p> <p>(2) チェックにに基づき特に附記する事項</p> <p>(3) 定期的保守点検の点検作業内容及び点検業者名</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日及び点検開始・終了時刻</p> <p>6 「測定作業日誌」「は、「各検査工程ごとに作成し、検査・測定にあたる担当者に記入させるものとし、次の記載欄が含まれていること。</p> <p>(1) 検査・測定検体数及び再検査検体数</p> <p>(2) 管理試料等による精度のチェック状況</p> <p>(3) 再検査項目での指標チェック状況</p> <p>(4) 検査室の室温等環境に関する事項</p> <p>(5) 「通常考えられない異常データを示した検体番号の記録及びその対応」(再検査苦しくは緊急報告等)</p> <p>(6) 作業担当者名、作業年月日及び検査・測定期間の開始・終了時刻</p>	<p>規則第二条第一五号に掲げる各台帳は次のとおりとする。</p> <p>「「委託検査管理制度」「は、「検査の委託を受けた衛生検査者が、他の衛生検査所等に再度検査を委託する場合(血清分離等に検体を搬送する場合も含む。)に、委託検体を管理するための台帳であること。</p> <p>2 「試薬管理制度」「は、「試薬の貯蔵及び検査部門への引渡しについての数値管理を行うための台帳であること。</p> <p>3 「統計学的検査管理制度」「は、「ER管理図などの統計学的手法を用いた図</p>
第八項 各台帳について		

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
表のままで、定期的に用いる内部フロント調査の結果等の書類を整理した台帳であること。	4 「外部機管理台帳」とは、「外部機管理調査及びクロスチェックの結果の書類を整理した台帳であること。 5 「検査結果報告台帳」とは、「検査元ごとに検査結果の写しを整理し、必要に応じて検査できるよう作成された台帳であること。 6 「苦情処理台帳」とは、「問合せ及び苦情の内容に基づいて、原因究明及び改善措置が記載され、整理された台帳であること。	5 「検査結果報告台帳」とは、「検査結果の写しを整理し、必要に応じて検査できるよう」に作成された台帳であること。 6 「苦情処理台帳」とは、「問合せ及び苦情の内容に基づいて、原因究明及び改善措置が記載され、整理された台帳であること。	システム化が進んだ今、「委託ごとでなくとも検査結果の検索は容易になった。
第九項　その他	1 各作業日誌及び各台帳は少なくとも二年間保存されていること。なお、各作業日誌及び各台帳の記載事項が本衛生検査所指導要領に定める要件を満たし、次の事項が確保されるものであれば、電子媒体を利用した保存でも差し支えないこと。 2)「各作業日誌及び各台帳の指定位が難じられていること。 3)「各台帳の出力等」に記載事項の故意又は過失による虚偽記入、書き換え、消去及び隠匿を防止するための措置が講じられていること。 4)「都道府県知事の請求があつた場合等必要に応じて、容易に見取可能な状態(帳票の出力等)にできること。 5)「保存期間内において復元可能な状態で保存されていること。	1 各作業日誌及び各台帳は少なくとも二年間保存されていること。なお、各作業日誌及び各台帳の記載事項が本衛生検査所指導要領に定める要件を満たし、次の事項が確保されるものであれば、電子媒体を利用した保存でも差し支えないこと。 2)「各作業日誌及び各台帳の指定位が難じられていること。 3)「各台帳の出力等」に記載事項の故意又は過失による虚偽記入、書き換え、消去及び隠匿を防止するための措置が講じられていること。 4)「都道府県知事の請求があつた場合等必要に応じて、容易に見取可能な状態(帳票の出力等)にできること。 5)「保存期間内において復元可能な状態で保存されていること。	電子化が進んでおり、それに対応する内容に変更
第四節　検査精度の向上に関する事項	5 各標準作業書は、適宜、内容を再検討したうえで、改訂されていること。	5 檢査精度の向上を図るため、特に以下の各項目が実施されていること。	

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
第一項 一般的事項について			
1 日頃から研究を重ね、検査結果の精度を高めるための努力がなされていること。特に、形態学的検査及び画像診断による検査又はパートナー認識による検査については、検査担当者の知識及び技能の研鑽が精度管理に幅びつくことから、重点的にその努力がなされていること。	削除	1 「各検査項目ごとにX-RAY管理図を作成するなど、『精緻の統計』の統計的検査及び画像診断による検査は常時活用できる事項を記録し、保管しておくこと。 2 「各検査項目ごとにX-RAY管理図を作成するなど、『精緻の統計』の統計的検査及び画像診断による検査は常時活用できる事項を記録し、保管しておくこと。 3 「各検査項目ごとにX-RAY管理図を作成するなど、『精緻の統計』の統計的検査及び画像診断による検査は常時活用できる事項を記録し、保管しておくこと。 4 「日々、検査・測定作業の開始にあたっては、「機器及び試薬に必要な校正が行われていること。 5 「管理試験及び標本物質の使用は、用法に従い適切な方法で行われていること。また、自家調製による管理血清等を使用する場合には、正確性、安定性等が確保された信頼性の高いものが使用されていること。 6 「定期的に内部プラインド検査を行うなど内部監査システムが確立されていること。 7 「都道府県の衛生研究所及び大学病院等の機関と、定期的にクロスチェックを行うよう努めること。	1 精度管理について、現行の技術分野に適合した管理を行なう事が不可欠であり、これは検査分野の再設定とそれに適した精度管理系項に変更した。 2 検査の合理的な時代・品質管理を遵守させる上で、現行法規を越えた現代の世界的標準に見合った技術分野毎の精度管理基準を直面する必要がある事から第4節のおよそべき項目に新たに設定すべき検査技術分野とそれに対応する適切な基準を設ける。 3 世界標準であるCAP(米国臨床病理学会)およびその基盤となるISOCLSIの規定する内容をReferenceとする。 4 5章の技術に関する項においてもCAPを参照基本としている事からその根柢の合理性は高いと考えられる。 5 行政機関若しくは医療関連サービス振興協議会(マル適)または新たに設置する監査機関による具体的な確認内容例について以下に示す。 6 都道府県の衛生研究所及び大学病院でクロスチェックに応じてこれまで多くの精度管理調査(サーベイ)が実施され、それらに参加することで十分に検査結果の管理が可能となつた。また、そのまま残しておくことも可。
第二項 微生物学的検査について			
1 既知検体を用いて、月一回以上検査担当者の技能(染色技術を含む)が評価されること。 2 定期的に、あるいはロットごとに、既知の微生物を用いて培地等(感受性ディスク、試薬等も含む。)の活性が調べられていること。 3 定期的に染色液のチェックが行われていること。	-	1 「一般培養同定検査、薬剤感受性検査、病原体核酸検査についてそれぞれに適した精度管理を行なうこと。 2 外部精度管理についてには、都道府県、社団法人日本医師会等が行う外部精度管理調査に年一回以上は参加すること。なお外部精度管理調査の結果については、精度管理責任者が評価を行い、外部精度管理調査結果台帳として保管すること。 3 第七節—外部精度管理調査への参加に関する事項	a) 既知検体、人工的に調整された菌株等の精度管理物質の作成手順おおよび性状の基準が標準操作手順書に定義され、それらの標準管理物質を用いて、年二回以上検査担当者(ただし、当該業務を継続して二年以上行っているもの)の技能(染色技術を含む)が評価されていること。当該業務担当者(染色技術を含む)が評価され毎に一回以上上の技能(染色技術を含む)が評価されること。 b) a)で定めた精度管理物質を用いて、日々、精度のチェックが行われること。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係るもの
2 薬剤感受性検査について	<p>a) 既知検体、人工的に調整された園林等の精度管理物質の作成手順および性能の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、年二回以上検査担当者（ただし、当該業務を継続して二年以上行っているもの）の技能が評価されていること。当該業務担当二年未満の検査担当者は三ヶ月に一回以上の技能が評価されていること。</p> <p>b) a)で定めた精度管理物質を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。</p>		
3 病原体核酸検査について	<p>a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、三ヶ月目に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>b) 前処理、抽出、遺伝子増幅（PCR）、酵素分析、電気泳動、核酸シーケンス、アレイ解析等の各工程において標準作業手順書に定義された確認物質により、日々、精度のチェックが行われていること。</p>		
第三項 血清学的検査について	<p>1 既知検体を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>2 既知の陽性・陰性検体又は高・低値の管理血清を用いて、日々、血清学的検査の試薬の活性が調べられていること。</p>	<p>1 一般血清学的検査について</p> <p>a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて年二回以上検査担当者（ただし、当該業務を継続しているもの）の技能が評価され、二年以上行っていること。当該業務担当二年未満の検査担当者は、三ヶ月に一回以上の技能が評価されていること。</p> <p>また、精度管理検体は既知の陽性・陰性検体又は高・低値の管理血清を含めること。</p> <p>b) a)に定められた精度管理検体を用いて、日々、血清学的検査の活性が調べられていること。</p> <p>c) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理のチェックが行われること。</p> <p>d) 通常、関連検査項目との相関チェックが行われていること。</p> <p>2 特殊血清学的検査について</p> <p>a) 既知検体の作成手順および調整度・光度等の定量的数値が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて年二回以上検査担当者（ただし、当該業務を継続して二年以上行っているもの）の技能が評価され、二年未満の技能が評価されていること。当該業務担当二年未満の検査担当者は、三ヶ月におかつ日々、機器、自動免疫測定装置の点検及び管理検体を用いての精度のチェックが検査前に行われていること。</p> <p>b) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理のチェックが自動免疫測定装置の仕様に基づいて行われること。</p> <p>c) 通常、関連検査項目との相関チェックが行われていること。</p>	<p>品質保証に関する担保はないが、あくまで経験則として二年以上経年してもその技能が評価されていないこと。</p> <p>品質保証に関する担保はないが、あくまで経験則として二年以上経年してもその技能が評価されていないこと。</p>

第四項 血液学的検査について	現行規定	改正案文	改正希望理由
1 「既知検体を用いて、月二回以上検査担当者の技能が評価されていること。	血液学的検査、染色体検査についてそれぞれに適した精度管理を行なうこと。	1 血液測定検査・血液標本等の精度管理物質の作成手順および定量的基準または性状等の基準が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 2 血液測定検査について、月々、精度のチェックが行われていること。	血液測定検査については血液算定検査・血液標本検査、細胞性免疫検査、染色体検査についてそれぞれに適した精度管理を行なうこと。
2 「既知検体を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。	a) 既知検体、人工的に調整された抗原等の精度管理物質の作成手順書が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 b) a)で定義された精度管理物質を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。	2 細胞性免疫検査について a) 既知検体、人工的に調整された抗原等の精度管理物質の作成手順書が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 b) a)で定められた精度管理物質を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。 c) a)で定められた精度管理物質を用いて、三ヶ月に一回以上検査室間クロスチェックによる正確性評価が行なわれていること。	既知検査についての、a), b)に 2. 細胞性免疫検査についての、a), b)に ついて既知検体、人工的に調整された抗原等の精度管理物質の作成手順書が標準作業手順書に定義され、また精度管理物質が標準作業手順書に定義され、また精度管理日誌に記載され、日々の検査結果を比較し、正確性の評価が行なわれていること。
3 「既知検体を用いて、日々、精度のチェックが行われていること。	a) 既知検体、人工的に調整された抗原等の精度管理物質の作成手順書が標準作業手順書に定義され、それらの精度管理物質を用いて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。 b) 前処理、培養、標本作成、鏡検分析の各工程において二回以上の多重試験により、日々、精度のチェックが行われていること。 c) 検査室間クロスチェックによる正確性評価が行なわれていること。	3 染色体検査について a) 既知標本、人工的に調整された管理物質等の精度管理標本の作成手順書が標準作業手順書に定義され、それらの技能が評価されていること。 b) 前処理、培養、標本作成、鏡検分析の各工程において二回以上の多重試験により、日々、精度のチェックが行われていること。 c) 検査室間クロスチェックによる正確性評価が行なわれていること。	既知検査についての、 各染色体検査工程における既知標品の作成手順書が標準作業手順書に定義され、また精度管理日誌に記載され、日々の検査結果が評価されていること。
			検体検査の合理的な精度・品質管理を遵守する上で、現行法規のベースから劇的な変化を遂げた現代の世界的標準に見合った技術分野毎の施設管理標準に見直す必要がある場合は医療法施行例44条7項、医療法施行規則9条8項等の検査技術分野を見直し、それに対応する適切な基準を設ける必要がある。

現行規定	改正案文	改正希望理由
4 体細胞遺伝子検査・遺伝学的検査について	4 体細胞遺伝子検査・遺伝学的検査について	4 体細胞遺伝子検査・遺伝学的検査について
a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検査手順書の作成手順および精度・性状等の精度管理検査手順書に定義され、それらの精度が評価されていること。 b) 前回以上検査担当者の技能が評価されていていること。 c) マニュアルに基づくこと。	a) 前處理、抽出、遺伝子増幅、酵素処理、電気泳動、核酸シーケンス、アレイ解析等の各工程において標準操作手順書に定義された標準操作手順と、それらを用いた検査物質により、日々、精度のチェックが行われていることを確認。 b) 前處理、抽出、遺伝子増幅、酵素処理、電気泳動、核酸シーケンス、アレイ解析等の各工程により、日々、精度の検査手順書に定義された確認物質により、日々、精度のチェックが行われていることを確認。	a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検査手順書の作成手順と、それらを用いて標準操作手順書に定義された標準操作手順と、それらを用いた検査物質により、日々、精度のチェックが行われていることを確認。
第五項 病理学的検査について	第五項 病理学的検査について	第五項 病理学的検査について
1 病理組織検査の目的に応じた適切な固定液が用いられていないかの確認が適時行われていること。	1 一般病理学的検査について	1 一般病理学的検査について
2 細胞診検査の目的に応じて月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。	2 細胞診検査について	2 細胞診検査について
3 免疫組織病理検査の目的に応じて月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。	3 免疫組織病理検査について	3 免疫組織病理検査について

現行規定	改正案文	法律の変更に係わるもの	
		改正希望理由	
	<p>4 分子病理学的検査 (FISH)について</p> <p>a) 分子病理学的検査 (FISH)の目的に応じた適切な試験が適時行われていること。</p> <p>b) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の標準作業手順書に定義された管理手順が標準作業手順書にて、三ヶ月に一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>3 「検査依頼書」に不明確な点がある場合は、依頼者に直接問い合わせするなどの確認が行われていること。</p>	<p>4 細胞分子生物学的検査について</p> <p>a) 細胞分子生物学的検査が用いられており、既知検体が用いられており、既知検体の精度管理結果が検査内容を確認する事を確認する事が可能である。</p> <p>b) 既知標本等の精度管理結果は、その定性的な作成手順および標準作業手順書に定義され、それらを用いた技能試験結果が検査作業台帳、精度管理日誌、教育記録等に記載されていることを確認する。</p>	
	<p>第六項 寄生虫学的検査について</p> <p>既知標本を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p>		
	<p>第七項 生化学的検査について</p> <p>既知標本を用いて、月一回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p>	<p>生化学検査については一般生化学検査、尿検査、特殊生化学・免疫学的検査についてそれぞれに適した精度管理を行なうこと。</p>	<p>第七項 生化学的検査</p> <p>1 一般生化学検査について</p> <p>a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の標準作業手順書等に定期的に定義され、それらの精度管理検体を用いて日々、機器、自動分析装置の点検及び管理検体を用いての精度のチェックが検査前に行われていることを検査作業台帳で確認。</p> <p>b) 既知された精度管理検体を用いた日々の精度管理ツールが生化学自動分析装置の仕様に基づき行われている事を精度管理日誌で確認。</p>
	<p>1 日々、機器の点検及び管理血清を用いての精度のチェックが行われていること。</p> <p>2 管理血清を用いたチェックは最低約10の検体ごとに行われていること。</p> <p>3 適宜、関連検査項目との相應チェックが行われていること。</p>	<p>1 一般生化学検査について</p> <p>a) 既知検体、人工的に調整された管理物質等の精度管理試料の作成手順および標準作業手順書に定期的に定義され、それらの精度管理検体を用いての精度のチェックが検査前に行われていることを検査担当者の技能が評価していること。</p> <p>b) 既知された精度管理検体を用いた日々の精度管理ツールが生化学自動分析装置の仕様に基づき行われていること。</p>	<p>1 尿検査について</p> <p>日々の機器の点検及び既知検体を用いた精度管理検体を用いた</p>

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
3 特殊化学・免疫学について a) 既切換体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検体の作成手順および測定装置の定量的数値が標準操作手順書に定義され、それらの精度の点後及び標準操作手順書等に定義された標準操作手順書等に記載される。 b) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理においての精度のチェックが自動免疫測定装置の仕様に基づき行われること。	3 特殊化・免疫学について a) 既切換体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検体の作成手順書に定義され、それらの精度の点後及び標準操作手順書等に定義された標準操作手順書等に記載される。 b) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理においての精度のチェックが自動免疫測定装置の仕様に基づき行われること。	3 特殊化・免疫学について a) 既切換体、人工的に調整された管理物質等の精度管理検体の作成手順書に定義され、それらの精度の点後及び標準操作手順書等に定義された標準操作手順書等に記載される。 b) a)に定められた精度管理検体を用いた日々の精度管理においての精度のチェックが自動免疫測定装置の仕様に基づき行われること。	
第五節 検査外部委託に関する事項	1 外部委託した検査結果の責任は、外部委託したことの衛生検査所がとるものとすること。 2 「検査外部委託を行う衛生検査所は、「検査結果の報告書」に最終委託先の名前を記入すること。 3 なお、最終委託先の正式な名前を検査項目ごとに報告書に記入で書きない場合は、記号等により表示せることともできるが、その場合は、最終委託先の名前を理解できるような措置がとらわれていること。 3 検査外部委託を行う衛生検査所は、最終委託先に關し、次の事項を把握していること。なお、都道府県知事が行う報告微取扱いは立入検査時に提出が求められた場合、提示できることにしておくこと。 (1)「組織」 (2)「職員構成」 (3)「補造設備」 (4)「業務内容」 (5)「内部精度管理の実施状況」 (6)「外部精度管理の実施状況」 (7)「検査業内審」	1 検査結果の委託元への報告にあたっては、検査依頼書に照らし、患者名、検査項目等の必要事項が報告書についてチェックされていること。 2 検査結果が得できただけすみやかに報告できるシステムを確立していること。	1 検査結果の委託元への報告にあたっては、検査依頼書に照らし、患者名、検査項目等の必要事項が報告書についてチェックされていること。 2 検査結果が得できただけすみやかに報告できるシステムを確立していること。

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
二以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。	一人以上の医師又は衛生検査技師が置かれることなく、少なくとも月に一日定期監査及び教育指導・監督を出来る者が置かれていること。	検査業務は、検査技術者ではなく、管理業務によつては衛生検査技術によって血清分離業務は、検査技術者ではなく、監査がなく、監査及び教育指導が成されることは異なり、定期監査どもも良いのではないか。	定期監査どもも良いのではないか。
4 標準作業書について 検体受付及び仕事標準作業書を作成することを要しないこと。	5 作業日誌及び合帳について 検体受付及び仕事分作業日誌、「測定作業日誌」「試薬管理台帳」「検討計外的精度管理台帳及び外部精度管理台帳を作成することを要しないこと。	血清分離業務は、検査技術者ではなく、監査が課せられており、外部精度管理調査に参加できる資格が元々ない。	定期監査は、検査技術者ではなく、監査が課せられており、定期監査は、検査業務を必要としない。
第四項 精度管理について	1 精度管理責任者による精度管理業務は、少なくとも月一以上衛生検査所に赴いて行えば良いものであること。 2 外部精度管理調査に必ずしも参加する必要はないこと。	削除	定期監査は、検査技術者ではなく、監査が課せられており、外部精度管理調査に参加できる資格が元々ない。
第五項 その他	3 検査業内書の表紙に血清分離のみを行う旨が明記されていること。	3 血清分離のみを行う登録衛生検査所では、「検査業内書」を必要としない。	定期監査は、検査技術者ではなく、監査が課せられており、定期監査は、検査業務を必要としない。
第四章 その他の申請にあたつては、申請書の「検査業務の内容」の欄に、血清分離のみを行う旨を記載すること。	登録の申請にあたつては、申請書の「検査業務の内容」の欄に、血清分離のみを行う旨を記載すること。		
第一節 防疫条例との関係に関する事項			
細菌、病原体の取扱いに関する条例が制定されている都道府県にあり、これらの条例が防衛省上の観点から制定されたものであるための措置であることを踏まえ、条例による施設開設の許可など衛生検査所の登録と、それとの行政目的に照らし合わせて運用されたいこと。			
第二節 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所に関する事項			
第一項 検体検査用放射性同位元素について			
1 検体検査用放射性同位元素は、衛生検査所が人体から排出され、又は採取された検体について検査を業として行う場所であるところにかんがみ、その衛生検査所において使用される医薬品である放射性同位元素で密封されていないもののを「検体検査用放射性同位元素」と定義したものであり、患者の体内に注入して検査を行うものは除外していること。			現在、「衛生検査所において使用されている検体検査用放射性同位元素の種類は、次に掲げる六種類であること。
2 第二項 「衛生検査所における使用されている検体検査用放射性同位元素の種類は、次に掲げる二種類であること。			

現行規定	改正案文	改正希望理由	法律の変更に係わるもの
水素(3号)、銅59(59Se)、コバルト57(57Co)、セレン75(75Se)、錳59(59Mn)、ヨウ素131(131I)及びヨウ素125(125I)のみ	衛生検査所で現在入手可能な「もの」は、「もの」は、銅59(59Cu)、ヨウ素125(125I)のみ		
第二項 機構設備に関する基準について			
なお、規則及び告示第一六号の別表で定めている検体検査用放射性同位元素の種類は、これらのほかに、今後、衛生検査所において使用される可能性があるものの等に限定していること。	1. 告示第一六号において規定されている衛生検査所の検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び施設施設の防護の構造は、医療法施行規則第四章において診療用放射線の防護の規定に定められており、規則とほぼ同じものであるが、衛生検査所においては、検体検査しか行うことなどができないこと、衛生検査所における放射線防護の対象は、検査従事者等であること等を勘案して上記とされ、衛生検査所における放射線障害の防止のために必要なものとされていること。 2. 「医療法施行規則の規定」との主な相違点は、「次のとおりである」と。 (1)「検体検査用放射性同位元素の使用室においては、「準備室を設ける必要がないこと」。 (2)「汚染又は被ばくを防止するためのドローラボシクス、遮蔽操作装置」という例示を削除していること。		
第三項 管理組織に関する基準について			
1. 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者について は、厚生省医務局長通知(昭和五二年三月二日医発第二四二号) 「臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律の一部を改正する 法律等の施行について」本文の4に定めるところによること。 2. 管理者が臨床検査技師又は衛生検査技師である場合には、指導監督のために選任された医師が、事故が発生した場合等において放射線障害の措置を直ちに講じよう、衛生検査所に医師が常駐する又は常時医師が衛生検査所の安全監視の状況を把握し、必要な措置を探ることを可能とする体制を整備するよう指導されたいこと。			
第四項 その他			
管理者が臨床検査技師又は衛生検査技師である場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等にあたって添付するよう指導されたいこと。			
第三節 その他			
1. 卫生検査所の広告等については、登録の内容となつた検査業務を法第二条第二項の区分に従つて具体的かつ明確に説明することにより、当該衛生検査所が適正に行はり得る検査業務を明示するよう開設者に指導されたいこと。 2. 血清分離のを行ふ衛生検査所にあつては、「その言を標榜するよう指導されたいこと。 3. 規則第二二条第一六号に規定する衛生検査所の組織運営規程について、その準則を別紙のどおり示しておくれ、当該規程の作成に際しての参考とされたいこと。			

厚生労働科学研究費補助金 (循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)

健診の精度管理の在り方に関する研究

分担研究報告書

健診情報・保健指導情報における電子的標準様式等の課題に関する研究

分担研究者 大江 和彦 東京大学医学部附属病院企画情報運営部長・教授

研究要旨

研究目的：本研究では、今後、追加される新たな検査項目コードの付番規則や定性検査結果分類コードの標準化、および電子データ形式を特定健診だけでなく一般健診や検診に拡張できるようにすることを目的とする。

研究方法：健診で使用される項目名称や単位、結果分類コードのデータ収集を行い、米国標準であるLOINCコードの調査を行う。これらの調査結果をもとに検査項目と結果データを分類整理し、検査項目検索支援ソフトウェアの試作を行うことにより既存コードとの対応付けを容易にする。この体系を組み込んだ一般健診や検診に拡張できる電子データ標準様式の規格開発を行う。

研究結果：特定健診の標準様式策定時に議論となった追加健診項目および臨床検査センターのHPより収集した検査項目の合計は213項目が追加された。また電子データ標準様式の一般健診・検診への拡張調査においては、波形や画像データなど数値検査以外の検査データについて、その原データと解釈データおよび異常所見の有無をセットで格納できる方法について拡張した。

考察と結論：検査項目コードと定性検査結果分類コードは、既存の検査項目については網羅的なデータシートを作成し、準公的なHPで調査できるようになることが、新たな検査コードや分類コードを設定する際に参照して既存のものに出来る限り整合性をとることにつながると考えられる。また検査項目がたとえば保険収載される際に、標準検査項目コードと標準的な検査結果分類コード（ひとつに限る必要はない）を同時に示すことが必要であると考えられる。特定健診付属資料の収載項目とあわせて、健診等で使用できる項目で標準コードを割り当てられた項目は合計490項目となつた。これにより、健診等で必要となるほとんどの検査項目について電子的に情報交換する際に使用する項目コードが策定できた。しかし、JLAC10コードの検査方法コードは複雑で、かつ詳細すぎるコード化を要求しているため、かえって正確にコードが割り当たらない問題が残っている。今回検査項目コードの検索を支援するソフトウェアを開発し、策定された健診情報の電子的標準規格とともに普及が望まれる。

A. 研究目的

特定健康診査では検査項目コードの標準化と健診結果情報の電子的データ形式が標準化された。本研究では、今後、追加される新たな検査項目コードの付番規則や定性検査結果分類コードの標準化、および電子データ形式を特定健診だけでなく一般健診や検診に拡張できるようにすることを目的とする。

B. 研究方法

健診で使用される項目名称や単位、結果分類コードのデータ収集を行い、米国標準であるLOINCコードの調査を行う。これらの調査結果をもとに検査項目と結果データを分類整理し、検査項目検索支援ソフトウェアの試作を行うことにより既存コードとの対応付けを容易にする。この体系を組み込んだ一般健診や検診に拡張できる電子データ標準様式の規格開発を行う。

C. 研究結果

特定健診の付属資料には、特定健診項目を含め合計277項目について、J L A C 10 準拠の標準コードが割り当てられ収載されている。これらの内訳は本表に示すように、定性結果コードにより結果が記述されるものが116項目あり、そのうち(+) (++) (+++) のように順序コードの項目が19項目あった。また定量検査結果値をとるものは85項目であった(表1)。

次に特定健診の標準様式策定時に議論となった追加健診項目および臨床検査センターのHPより収集した検査項目の合計は213項目であった(表2)。定性検査結果をとる追加項目は51項目でそのうち順序コードをとるものは22項目、定量検査結果値をとる追加項目は124項目であった。

これらの追加により、特定健診付属資料

の収載項目とあわせて、健診等で使用できる項目で標準コードを割り当てられた項目は合計490項目となった。これにより、健診等で必要となるほとんどの検査項目について電子的に情報交換する際に使用する項目コードが策定できたと考えられる。追加項目表を参考資料1に示す。

電子データ標準様式の一般健診・検診への拡張調査においては、心電図波形所見、X p 検査所見に代表されるような波形や画像データなど数値検査以外の検査データについて、その原データと解釈データおよび異常所見の有無をセットで格納できる方法について拡張することが必要であった。この作業については、日本HL7協会の作業として喜多、平井らに協力する形で実施され、参考資料2にその概要を示す。

D. 考察

表3は、今回追加された定性検査項目および文字列結果値をとる項目の例である。定性検査項目では、結果値をどのようなコードで記述するかについて決める必要があり、その記述方法が違う場合には、本来はJLAC10コード17桁のうち結果識別コードを示す最後の2桁を変更する必要がある。なぜなら、同じ17桁コードのままで実はその検査の結果記述方法が異なるのでは、コンピュータで結果値の取り扱いを正しくできないからである。今回は、結果値をどのようなコードで記述するかについて個々にはとりきめていないので、この取り決めと検査項目コードをセットで決定する必要があり、今後の課題である。

今回追加した、定量検査結果値をとる検査項目の例を表4に示す。これらの検査では、定性検査項目のように結果を記述する方法については取り決める必要がない。複数ある検査手法を2ないし3通りに限定してコードを割り当て、のこりの検査方法に

の場合に対しては、「方法問わず」という検査コードを割り当てている。「その他の方法」というコードを割り当てていない理由は、あとで述べるように検査方法を決定できないケースに対応できるようにするためである。

定められたJLAC10準拠の検査項目コードを健診施設が使用する際に問題となるのは、検査手法に対応した正しい検査項目コードを選択できるかどうかという点である。

図1のようにJLAC10コード準拠の場合には、このスライドにあるようにたとえばLD（LDH）では2つの測定方法に対応して2つのコードがある。一方、多くの臨床検査所のHPなどで公開されている検査手法には、このような記載はなく、JSCC標準化対応法のように記載されているケースがほとんどである。健診施設側が、自施設が実施(委託)している検査の手法が、JLAC10コード表のどちらの検査手法に対応するのかについては、臨床検査技師などの専門家に個々に判断してもらわないと判定が困難であり、事務的に設定することが難しい問題がある。この問題は、実は健診項目にコードを割り当てる際にも起こり、適切なコードを振ることが非常に難しい。たとえJLAC10では検査方法コードとして表5のようにRIA法だけでも10のコードがあり、このいずれかであるかを判定できなければ方法コードを割り当てることができない。しかし実際の検査オーダーの場面では、検査オーダーをするときにRIAであることは分かっていてもそれ以上の詳細な手法について識別しないことがほとんどである。従って、JLAC10コードの測定方法には単にRIA法とだけコードできるようなコード表の必要性が高い。

一方、今後国際的なデータベースとの比較や統合した解析の必要性を考慮すると、

米国などを中心に電子化検査データの記述に使われることが多いLOINCコードとの対応付け方法について検討しておく必要がある。図2のように、JLAC10コードは、5個のコード要素の結合で17桁で記述されるのに対して、LOINCは若干考え方方が異なっており、6個のコード要素の組合せで記述され、その組合せに対して5桁プラス1-2桁のコードが割り振られている。JLAC10コードの分析物コード、識別名、材用、測定法とLOINCのAnalyte/Component、property、System、methodは意味としてはほぼ対応している要素であるが、内訳はかなり異なっているものもあり、ここに対応づける作業が必要になる。今回、我々が設定したJLAC10準拠コードに対して、LOINCを割り当てることができるかどうか調査した。たとえばLDH（JCSS標準対応法）の場合には、図3に示すように14804-9というコードを振ることができた。このような対応作業を迅速にするツールとして、各施設が使用しているローカルコードLOINCコードにマッピングするソフトウェアツール“RELMA”（レルマ）が無償提供されている。これは、各施設が作成または使用しているローカルコードとその名称をファイルとして作成しておき、それをこのソフトに読み込ませると、各項目ごとに応するLOINC候補が表示されるものである。今回、ローカルコードとして我々が作成した健診用JLAC10コード表に英語名称を付与したものを作成し、それをこのソフトに読み込ませることで、対応作業がある程度効率よく行えることを確認した。図4は、LDHのJLAC10コードと“LACTATE”的文字列を入力して、図の下段に候補リストが表示され、そこからLOINCコード14804-9を選択しているところである。今回作成した健診用検査項目コード表を、各健診施設が用意に適切な